

改正 平成28年10月6日 原規技発第1610066号 原子力規制委員会決定

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管P発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の一部を次のように改正する。

平成28年10月6日

原子力規制委員会

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について

原子力規制委員会は、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈を別添の新旧対照表のように改正する。

附 則

この改正は、平成28年10月24日から施行する。

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正 新旧対照表（下線部は改正部分）

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）
<p>(準用) 第五十条 (略) 2・3 (略) 4 <u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令</u>(平成二十四年経済産業省令第七十号) 第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、設計基準対象施設に施設する電気設備について準用する。</p>	<p>第50条 (準用) 1～4 (略) 5 <u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令</u> (平成24年経済産業省令第70号) の準用に当たっては、「<u>発電用火力設備の技術基準の解釈</u>」(平成17・11・17 原院第3号。平成17年12月14日経済産業省制定) の該当部分によること。 6 (略) 7 <u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令</u> (平成24年経済産業省令第70号) の準用に当たっては、「<u>原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈</u> (原規技発第1306199号 (平成25年6月19日原子力規制委員会決定))」の該当部分によること。</p>	<p>第50条 (準用) 1～4 (略) 5 <u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令</u> (平成二十四年九月十四日経済産業省令第七十号) の準用に当たっては、「<u>発電用火力設備の技術基準の解釈</u>」平成17・11・17 原院第3号。平成17年12月14日経済産業省制定) の該当部分によること。 6 (略) 7 <u>原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を定める省令</u> (平成24年9月経済産業省令第七十号) の準用に当たっては、「<u>原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準を定める省令の解釈</u> (20130215 商局第4号 (平成25年3月14日経済産業省制定))」の該当部分によること。</p>

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（改正案）	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（現行）
<p>(特定重大事故等対処施設)</p> <p>第五十五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p><u>2 原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、重大事故等対処施設に施設する電気設備について準用する。</u></p>	<p>第55条（特定重大事故等対処施設）</p> <p>3 第2号に規定する「原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備」とは、以下に規定する設備又はこれと同等以上の効果を有する設備をいう。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) 重大事故等対処施設に係る蒸気タービンについては、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令、電気設備については、<u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令</u>を準用して施設すること。</p>	<p>第55条（特定重大事故等対処施設）</p> <p>3 第2号に規定する「原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備」とは、以下に規定する設備又はこれと同等以上の効果を有する設備をいう。</p> <p>(a)～(f) (略)</p> <p>(g) 重大事故等対処施設に係る蒸気タービンについては、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令、電気設備については、<u>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令</u>を準用して施設すること。</p>